

県民総参加のSDGs普及啓発事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民総参加のSDGs普及啓発事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、県民総参加のSDGs普及啓発事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 要綱第3条の補助事業者は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 富山県内に活動拠点をもち、県内で活動する団体であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体であること。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制下でない団体であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助事業者が実施するSDGs普及啓発事業のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 富山県内で実施する事業
- (2) ソフト事業
- (3) 当該年度の2月末日までに事業が完了する事業

(補助対象外事業)

第4条 次に掲げる事業は、補助対象としないものとする。

- (1) 県の他の補助金を現に受けて実施している事業
- (2) 県の他の補助金を受けて実施する予定の事業
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (4) 施設整備等のハード事業
- (5) その他補助をすることが適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第5条 要綱別表に定めるもののほか、補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1) 補助事業のうち、補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分については、補助対象経費としないものとする。
- (2) 補助事業者の内部の関係者への謝金は、補助対象経費としないものとする。
- (3) 飲食費は、補助対象経費としないものとする。
- (4) 国又は市町村の補助金を受ける場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除する。
- (5) 物品等の販売収入又は参加者等からの入場料等の収入が生じる場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除する。
- (6) 補助事業者の運営に関する経費等補助することが適当でないと認める経費は、補助対象経費としないものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。